

精神障がい者に交通運賃割引制度を求める意見書

国の障がい者施策においては、身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者の3障害一元化が基本方針である。しかし、JRや大手民営鉄道・高速道路等では身体障がい者や知的障がい者は適用になっているものの、精神障がい者は除外されており、障害の種別により支援の内容に差が生じている状況である。

精神障がい者は、就労が困難で所得保障も乏しく、経済的負担からデイケアや作業所も利用せず、外出を控えている現状である。精神障がい者にも身体障がい者や知的障がい者と同様に交通運賃割引制度が適用されると、社会資源の利用により社会参加ができるようになる。

また、平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されており、速やかな改善が求められている。

よって狛江市議会は政府等に対し、精神障がい者に交通運賃割引制度の適用を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）7月4日

東京都狛江市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣 様
衆議院議長
参議院議長

令和元年7月4日 原案可決